

おまかせ運用約款

第1条（約款の趣旨）

1. 本約款は、お客様が CHEER 証券株式会社（以下、「当社」といいます。）の証券口座において、お客様が株式会社お金のデザイン（以下、「お金のデザイン」といいます。）と締結した投資一任契約（以下、「本投資一任契約」といいます。）に係る有価証券のお取引等（以下、「おまかせ運用」といいます。）を実施する事などに関する取扱い方法を定めることを目的とするものです。
2. 本約款に特段に定めがない事項につきましては、当社の「証券総合取引約款・規約集」及びお金のデザインの「投資一任契約約款」の適用を受けるものといたします。また、本約款と当社の「証券総合取引約款・規程集」との間に矛盾または抵触する事項が存在する場合には、本約款の規定が優先的に適用されるものといたします。

第2条（定義）

本約款において用語の定義は、以下の各号に定めるところといたします。

1. 投資一任契約

お客様がお金のデザインと締結した有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部または一部を一任されるとともに投資判断に基づきお客様のために投資を行うことに必要な権限をお金のデザインに委任するための基本契約として包括的事項を定めた契約のことをいいます。

2. おまかせ運用取引

お客様が当社の証券口座内に開設したおまかせ運用専用口座（以下、「おまかせ運用口座」といいます。）において、お客様が本投資一任契約を締結したお金のデザインがお客様に代わって、有価証券の売買その他の取引等の取引注文の発注、ならびに金銭の入出金等の指図（投資一任契約に基づく運用の指図）をする取引のことをいいます。

3. 口座区分（税区分）

おまかせ運用口座においては、特定口座のほか、お客様が当社の証券口座内に少額投資非課税制度に基づいた少額投資非課税口座（以下「NISA口座」といいます。）を開設した場合には、当該NISA口座で運用管理することがあります。この場合の税区分のことを口座区分といいます。なお、おまかせ運用口座に係るNISA口座は、特定非課税管理勘定（以下「成長投資枠」といいます。）での取扱いといたします。

4. 口座区分の優先指示

NISA口座を開設いただいたお客様がおまかせ運用口座への振替入金または同口座からの振替出金のご指示をいただく際、当該金額がどの口座区分に対する指示（買付または売却を意味します。）であるか、ご指定いただくことを優先指示といいます。なお、優先指示は、必ずしも当該指示をいただいた口座区分だけに対する取扱い指示ということではありません。

5. おまかせ運用口座に係る同一営業日とみなす時間

おまかせ運用口座内において同一営業日とは、前営業日正午過ぎから当営業日正午までをいいます。

第3条（取引口座のお申込み）

1. お客様はお金のデザインが提供する本投資一任契約の申込みに際して、予め当社の証券口座を開設いただいたうえで、お金のデザインへの投資一任取引のお申込みを行っていただきます。

2. お金のデザインへの投資一任取引のお申込みには審査があり、ご希望に応じられない場合がございますが、審査の内容等に関しては開示いたしておりません。
3. 審査には日数を要する場合がありますが、取引開始の遅延や、お取引を開始できない事により生じたお客様の損害について、当社及びお金のデザインは一切その損害を賠償する責任を負わないものいたします。

第4条（申込みの条件）

お客様は、当社証券総合取引約款第3条（証券取引口座の開設等）を充足している場合に申込みを行なうことが出来るものいたします。

第5条（おまかせ運用取引の管理）

1. おまかせ運用取引は当社の証券口座内に設定した「おまかせ運用口座」で管理いたします。
2. おまかせ運用口座においては、特定口座保管上場株式等またはNISA口座内の少額上場株式等として区分管理いたします。

第6条（取引の実行と権限および保管）

1. おまかせ運用口座内の預り金及び有価証券は、お客様より本投資一任契約に基づき付与された権限に基づくお金のデザインからの運用指示に従って、当社が有価証券の売買の委託及び管理業務を行います。
2. 当社は、おまかせ運用に関するお客様の直接の指図をお受けすることは次の各号による場合を除き出来ません。
 - (1) 投資一任契約が終了したことを当社が確認した場合
 - (2) お金のデザインが破綻等により運用を行うことが出来ないことを当社が確認した場合
3. 当社は、お客様と累積投資契約を締結する場合、おまかせ運用口座に預託された資産について、累積投資契約に基づかないものも含め、全て累積投資契約によるものとして保管、管理することとし、お客様はこれに同意するものいたします。また、お客様は、当社との累積投資契約を解約した後におまかせ運用口座に預託された資産を含め、引き続き全て累積投資契約によるものとして当社が保管、管理することについて同意するものいたします。
4. おまかせ運用口座のお預り金のうち、有価証券の買付に用いられなかったものは、その入金方法に関わらずおまかせ運用口座に運用のために入金される他のお預り金と合算され、以後の買付に用いられるものいたします。

第7条（投資信託の取扱い）

1. おまかせ運用取引は、売買の実行、売買代金の決済、有価証券の保管及びその他投資信託の取引に関する金銭の授受等そのすべてを本約款に基づき開設するおまかせ運用口座により処理いたします。
2. おまかせ運用取引に係る投資信託は、次の各号に定めるところによるほか本約款に従い管理等いたします。
 - (1) 投資信託受益権の保管については、証券保管振替機構に委託するものいたします。
 - (2) 前号に規定する保管については、当社が備え置く振替口座簿を開設し、機構が定めるところにより保有口にて混合保管いたします。

- (3) 当社は投資信託受益権振替決済口座管理約款に基づき他の投資信託受益証券と同様に管理いたします。
3. お客様はおまかせ運用取引に関し、国内の諸法令、日本証券業協会の定める諸規則、決定事項及び慣行中、投資信託の売買に関連する条項に従うと共に、当社からの指導のあったときは、その指導に従うものといたします。
4. 当社は、お客様による投資信託受益権に係る議決権等の行使または不行使に関し、何らかの義務または責任を負いません。

第 8 条（分配金等の処理）

1. 投資信託の分配金等が発生した場合、当社が代理受領しおまかせ運用取引における分配金をお客様の証券口座にお支払いします。おまかせ運用口座へのお支払いはいたしません。
2. おまかせ運用口座における N I S A 口座区分で保管した投資信託から分配金等が発生した場合であっても、前項同様おまかせ運用口座へのお支払いはいたしません。お客様の証券口座でお受取りいただきます。

第 9 条（投資信託目論見書の交付）

1. 投資信託受益権の交付目論見書は、本一任契約締結時に予め閲覧し、確認いただきます。
2. 本一任契約締結後、投資信託交付目論見書の内容が更新された場合には、お金のデザインのホームページ等で閲覧いただきます。

第 10 条（入金）

1. お客様がおまかせ運用口座での運用を目的に、当社へ金銭を預け入れる場合には、当社が別途定める入出金サービス取扱規約に従い入金いただきます。
2. お客様は、証券口座に預り金があることを確認し、証券口座よりおまかせ運用口座へ振替入金の方法により金銭を入金いただきます。
3. N I S A 口座を開設されたお客様がおまかせ運用口座への振替入金をご指示いただく場合には、当該入金額が特定口座または N I S A 口座で運用を行うのか、口座区分の優先指示をいただきます。なお、N I S A 口座を優先とご指示いただいた場合であっても、有価証券の買付に用いられなかったおまかせ運用口座のお預かり金は、おまかせ運用口座の運用のために入金された他の預かり金と合算し、以後の買付に用いられるものといたします。
4. おまかせ運用口座への 1 回の入金額は、最低 500 円とし 100 円単位でご入金いただきます。
5. お客様がおまかせ運用口座への振替入金のご指示を各営業日の正午までに行っていただいた場合、振替入金情報は当日お金のデザインへ連携され運用の対象といたします。
6. おまかせ運用口座への振替入金依頼は、口座区分に関わらず同一営業日（前営業日正午過ぎから当営業日正午まで）であれば何度でもご指示いただけます。ただし、振替入金依頼の受付後の同取消はお受け出来ません。
7. お客様からのおまかせ運用口座への振替入金は、次の場合ご指示をお受け出来ません。
- (1) 口座区分に関わらず、同一営業日とみなす日付を除き、その前営業日に振替入金依頼または振替出金依頼がある場合。
- (2) おまかせ運用口座から全額振替出金依頼がある状況で、優先指示を N I S A とする振替入金依頼。

- (3) N I S A口座を開設しているまたはN I S A口座を開設したことがあるお客様が、既に同一営業日の振替出金依頼をされている場合。
8. 金銭の授受及び振替その他のおまかせ運用の運用のための当社への金銭の預け入れは、円貨に限定いたします。

第11条（出金）

1. おまかせ運用口座の出金は、おまかせ運用口座から証券口座への振替出金の方法によりお預り金を移動することをいいます。
2. N I S A口座を開設されているお客様は、おまかせ運用口座からの振替出金依頼の際、特定口座またはN I S A口座の出金の優先指示を指定いただきます。
3. お客様がおまかせ運用口座で運用中の商品の一部または全額の振替出金を依頼された場合、出金依頼金額は証券口座へお預り金として入金いたします。
4. おまかせ運用口座からの振替出金のご依頼は、同一営業日（前営業日正午過ぎから当営業日正午まで）の間に1回といたします。なお、振替出金の依頼受付後の同取消はお受け出来ません。
5. お客様からのおまかせ運用口座からの振替出金は、次の場合ご指示をお受け出来ません。
 - (1) 口座区分に関わらず、同一営業日とみなす日付を除き、その前営業日に振替出金依頼または振替入金依頼がある場合。
 - (2) N I S A口座を開設しているまたはN I S A口座を開設したことがあるお客様が、既に同一営業日の振替入金依頼をされている場合。
6. おまかせ運用口座からの出金は、振替出金依頼の受付日から概ね6～8営業日（ファンド休業日を除く）後となります。
7. おまかせ運用口座からの一部振替出金依頼は、出金後のおまかせ運用残高の評価額が500円を下回る場合、お受けいたしません。
8. N I S A口座をご利用したことの無いお客様が振替出金と同一営業日（前営業日正午過ぎから当営業日正午まで）に振替入金をご依頼された場合、出金額と入金額は合計いたします。その結果、出金額が超過する場合、運用に回らない場合がございます。
9. お客様からご指示のあった優先指示の口座区分から振替出金の処理を行いますが、基準価額等の下落等により優先指示の口座区分残高が不足する場合には、優先指示以外の口座区分残高から充当する場合があります。
10. お客様が証券口座からの出金を希望される場合は、おまかせ運用口座からの振替出金が成立した後に、お客様が事前にご登録くださったお客様ご自身の出金先金融機関の口座（以下「出金先銀行口座」といいます。）への出金額をご指示いただきます。

第12条（N I S A口座に係る取扱い）

1. N I S A口座優先指示により振替入金依頼をいただいた場合、証券取引口座におけるN I S A利用可能額から当該入金額を減額いたします。
2. N I S A利用可能額から減額した金額は、お金のデザインからの運用指図があるまで継続し、本約定することによりN I S A利用額が確定いたします。
3. お客様からN I S A口座優先指示による振替入金依頼があった場合であっても、指定金額がN I S A利用可能額を超えていた場合、超過した金額は特定口座で保管するものといたします。
4. お客様からN I S A口座優先指示による振替入金依頼をいただいた場合、それ以降、お金のデ

ザインは、運用割合の見直しやリバランス等によりNISA口座区分を使用することが出来るものといたします。

5. お客様がNISA残高の全部をNISA口座優先指示により振替出金依頼を行った場合、以後のNISA口座での運用は利用しない旨ご指示いただいたものとして、運用割合の見直しやリバランス等が発生した場合であってもNISA口座を利用しないものといたします。
6. NISA口座への優先指示の利用の停止（NISA残高の全額指定による振替出金依頼）が行われた場合であっても、それ以降にNISA口座への優先指示による振替入金依頼があった場合には、これを解除する指示があったものとして取扱います。

第13条（源泉徴収税相当額の徴収等）

1. お客様の譲渡に係る特定口座損益計算は、おまかせ運用口座および証券口座の譲渡損益を通算して行い、源泉徴収税は証券口座で一括して精算いたします。なお、口座区分がNISA口座である場合は、譲渡損益は無かったものとして取扱います。
2. おまかせ運用口座での譲渡益に対する源泉徴収税は、おまかせ運用口座内での譲渡損益計算に基づき、源泉徴収税相当額として証券口座へ振替出金いたします。
3. おまかせ運用口座から源泉徴収税相当額として証券口座へ振替出金した場合、証券口座との通算により源泉徴収税が発生しなかった場合または譲渡損に伴う源泉徴収税還付金が生じた場合、おまかせ運用口座への返却はいたしません。

第14条（投資一任運用報酬の代行振替）

1. お客様は、本一任契約に基づき、お金のデザインに対して投資一任運用報酬を月ごとに当月分を前払いにてお支払いいただくものといたします。
2. 当社は、お金のデザインより付与された代理受領権限に基づき、お金のデザインの指示により指定された金額をお客様のおまかせ運用口座より引き落とし、お金のデザインへ送金いたします。

第15条（報告書の交付）

1. 当社は、当社の「電磁的方法による書面等の交付等に関する承諾書」により、おまかせ運用取引に関する下記の報告書等をCHEER証券アプリの電子交付の方法により交付いたします。
 - (1)取引残高報告書
 - (2)特定口座年間取引報告書
 - (3)上場株式等配当金等支払通知書
 - (4)分配金・償還金等のお支払いのご案内
2. お客様は、本投資一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引が行われた場合、当該取引について契約締結時交付書面（取引報告書）の交付を要しない旨、承諾いただくものといたします。
3. 当社は、当社が行ったおまかせ運用取引の内容について、「CHEER証券アプリの約定一覧」の表示により速やかに開示いたします。

第16条（届出事項の変更）

1. お客様のお名前やご住所など当社への届出事項に変更が生じた場合には、お客様は速やかに当社へお届出いただくものといたします。
2. 当社は、お客様から受入れた変更情報をお金のデザインに共有するものといたします。

第 17 条（口座区分の廃止）

1. 証券取引口座で N I S A 口座の廃止または金融機関変更等により特定非課税管理勘定等が廃止された場合、おまかせ運用口座に対し新たな N I S A 口座優先指示による振替入金依頼はご指示出来ません。
2. N I S A 口座の金融機関変更に伴う特定非課税管理勘定等の廃止の場合、既に N I S A 口座区分で保有する有価証券等はそのまま保管することが出来ます。
3. お客様は、金融機関変更後であっても、N I S A 口座区分での有価証券等残高がある場合は、優先指示により振替出金依頼をご指示いただけます。

第 18 条（相続）

1. お客様に相続が発生した場合、相続人等は速やかに当社にご連絡をいただくものといたします。
2. 当社は、お客様の相続発生に係る情報をお金のデザインへ共有し、お金のデザインは投資一任契約約款に基づく手続きを開始いたします。
3. 当社は、おまかせ運用口座で運用する有価証券等をお金デザインの運用指図に従い現金化し証券口座へ振替出金いたします。ただし、お客様が保有する有価証券等の口座区分が N I S A 口座であった場合は、お客様のご逝去日に遡及して払出しがあったものとして取扱ううえで、売却処分いたします。

第 19 条（お客様へのご連絡、ご報告）

1. 当社からお客様への連絡に関しては、電子メールあるいは CHEER 証券アプリのお知らせ・メッセージボックスへの掲載によりご連絡いたします。
2. 上記の場合、当社の責めに帰すことが出来ない理由により延着または到達しなかった場合においては、当社は、当該諸通知が通常到着すべき時に到着したものとして取扱うことができるものといたします。

第 20 条（投資一任契約の解約後の分配金等の処理について）

1. 本投資一任契約の解約後に分配金や還付金等が発生した場合は、お客様の証券口座に入金いたします。
2. 証券口座が解約されている場合は、お客様が登録されていたお客様の出金先銀行口座へ送金いたします。
3. お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了している場合は、相続人・受遺者の銀行口座に送金いたします。

第 21 条（事務処理の第三者への委託）

1. 当社は、お客様の取引に関する情報を含む事務処理を、お客様の承諾を得ずに当社以外の第三者に委託することが出来るものといたします。
2. 当社が事務処理を委託する第三者は、保有するお客様の個人情報を厳正に管理し、その業務目的以外に使用しないものとし、当社は、当該第三者を適切に監督するものといたします。

第 22 条（取引の停止）

当社は、当社の証券口座において、お客様のお取引が停止措置となった場合は、おまかせ運用口

座の取引も停止することが出来るものといたします。

第 23 条（解約）

当社は、以下の事由が生じた場合、おまかせ運用口座の解約が出来るものといたします。なお、お客様がおまかせ運用口座の解約を希望される場合は、予めおまかせ運用口座の残高をゼロにする出金依頼を行っていただきます。

1. お客様が当社所定の手続きにより、おまかせ運用口座を解約された場合
2. お客様がお金のデザインとの投資一任契約を解除された場合
3. お客様が第 3 条（申込みの条件）の条件のいずれかを満たさなくなった場合
4. お客様の当社における証券口座が解約となった場合
5. お客様の当社に対する債権について仮差押え、保全差押えまたは差押えの命令、通知が發送された場合
6. お客様について支払いの停止または破産手続きの開始再生手続きの開始の申立てその他これに類する申立てがあった場合

第 24 条（個人データの共同利用）

株式会社お金のデザインとの個人データの共同利用については、以下のとおりといたします。

1. 共同して利用される個人データの項目（個人番号を除く）
 - (1) 投資一任契約をご利用のお客様の氏名、住所、生年月日、職業、電話番号、メールアドレス、投資経験等、お客様の属性に関する情報
 - (2) 投資一任契約に基づき行われたお客様の取引内容、預かり残高等、お客様の取引に関する情報、お問合せ、相談内容等に関する情報
2. 共同して利用する者の範囲
 - ・ 当社および株式会社お金のデザイン
3. 利用する者の利用目的
 - (1) 当社と株式会社お金のデザインが契約に基づき協働することで、投資一任運用サービス「おまかせ運用」をご利用のお客様の資産運用等にニーズに即した最良・最適な商品、サービスを総合的に案内、提供するため
 - (2) 当社の経営管理、内部管理を行うため
 - (3) お客様からのお問合せ等への適切な対応のため
 - (4) おまかせ運用の運営・管理のため
4. 共同して利用する個人データの管理について責任を有する者の名称
 - 管理責任者 CHEER 証券株式会社
 - 個人情報管理統括責任者
 - 住 所：東京都中央区新川一丁目 17 番 21 号
 - 代表者：代表取締役社長 小林 伸行

第 25 条（約款の変更）

1. この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。
2. 当社は同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期

をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。

附則（2023 年 12 月 16 日変更）

第 10 条 7.(1)および第 11 条 5.(1)は、2023 年 12 月 16 日以降、お客様とのお取引に適用いたします。

附則（2024 年 1 月 27 日変更）

下記の条項は、2024 年 1 月 27 日以降、当社が少額投資非課税制度の取扱いを開始した後にお客様とのお取引に適用いたします。

第 2 条 3.～5.、第 5 条 2.、第 8 条 2.、第 10 条 3.、7.(2)(3)、第 11 条 2.、5.(2)、8.、9.、第 12 条、第 13 条 1.、第 17 条、第 18 条 3.

以上